4　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

5　（略）

（巻込防止装置）

第101条　（略）

2　（略）

3　保安基準第18条の２第１項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」は、次に掲げる自動車とする。

一　貨物の運送の用に供する自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔを超えるもののうち、協定規則第73号の規則13.2.又は13.3.に掲げる要件に適合する構造部を有するもの

二　自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車

4　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の９の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5ｍを超える場合は、下縁の高さを地上550㎜以下とすることができる。

二　（略）

三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7ｍ以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250㎜の位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

5　（略）

4　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

5　（略）

（巻込防止装置）

第101条　（略）

2　（略）

3　保安基準第18条の２第１項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。

4　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。

二　（略）

三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

5　（略）